

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正に関する
パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方

1. 概要

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例は、平成30年に太陽光発電設備を設置するに当たり、周辺環境又は自然災害への影響が懸念される事業の防止を目的に制定しました。設置に関して、市民から様々な意見が寄せられるため、課題を整理し、市民の安心安全な生活に寄与するよう、条例の見直しを検討しました。
この度、本条例を改正するに当たり、市民の皆様からご意見を募集したものです。

2. 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和3年4月23日（金）～令和3年5月14日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メールおよび問い合わせフォーム
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報えな、窓口等への配架

3. 結果

（1）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：条例案に既に反映しているもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて規則等へ反映するもの
- ウ：修正なし
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(2) 意見の提出者数と件数

提出者数	意見数	意見内訳			
		ア	イ	ウ	エ
32 人	66 件	24 件	18 件	8 件	16 件

(3) 意見の提出方法

直接持参	郵送	ファクス	電子メール 問い合わせフォーム
7 人	2 人	0 人	23 人

※同一意見提出者から複数項目にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致しない場合があります。また、ご意見は一部要約させていただいております。

※一部記載漏れがございましたので、5月26日に一部修正しました。内容に大きな変更はありません。

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
1	第2条			隣接する自治会や関係するところといくと、水利の関係で太平洋にたどり着くまで認可をとれということでしょうか？とても、意味がないと思います。	対象は事業区域に含まれる自治会と、事業区域に接する自治会となります。	ア
2	第3条			土地所有者が市内在住者でない場合、この条例の周知はどのように行うのか。何を根拠に生活環境を損なう事業かどうか判断するのか。	広報及びホームページ等で周知を行います。土地の利用目的を把握するため、土地を売る前に一考する機会を与えています。 生活環境を損なう事業かどうか、環境省のガイドラインを参考にさせていただくと良いと考えます。	ア
3	第4条			「市民の責務」を新設する。利害関係者や地域住民だけでなく、自分事として意識を持つことが重要である。再生可能エネルギーを推進するにあたり、太陽光は必要であり、市民・行政・事業者が連携、協力しなければならない。安心安全な場所へ設置の誘導をしていくことが求められている。	当条例は太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とするための条例ですので、「土地所有者の責務」として定めています。	ウ
4	第5条			事業予定地の面積が1,000㎡以上かどうかFIT申請内容を確認し、市が判断すること。一体的に利用される全ての事業地の面積を合算して1,000㎡以上と判断すべきである。隣接地で事業者が異なる場合も同様とする。	既存計画についてはFIT申請内容を確認しています。新規申請及び変更申請は、経済産業省から連絡がありますので、その都度確認しながら判断させていただきます。	ア
5				1,000㎡未満の「設置が適当でない区域」で事業を計画するものは、1,000㎡以上の箇所同様、全ての手続きが必要になるという解釈でよいのか。	解釈のとおりです。	ア
6				近隣に1,000㎡以上の太陽光発電設備の計画、設置がないことの確認。	FIT認定を確認及び太陽光マップを作製して監視します。	ア

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
7	第6条			「設置が適当でない区域」を「設置が不可能な区域」に変更。設置ができない場所を明確にするため。不可能な区域であっても、防災工事等により自然災害への影響がないと地域住民から承諾が得られれば設置可能とする。	上位法の技術基準で許可が下り、技術的に安全であると認められれば設置は可能であるため、「設置が適当でない区域」としていますが、基本的に規則で定められた区域には設置しないよう指導します。	ウ
8				「設置が適当でない区域」を「設置禁止区域」に改正してはどうか。設置禁止区域と明文化できない理由は何か。計画が提出された場合、市はどのような対応をするのか。市の指導・勧告で設置が適当でない区域から事業撤退させることは可能か。	上位法の技術基準で許可が下り、技術的に安全であると認められれば設置は可能であるため、「設置が適当でない区域」としています。事業区域に「設置が適当でない区域」が含まれる場合は、該当区域を外すよう指導しております。指導・勧告に従わない場合は公表し、国・県に報告します。	ウ
9				設置が適当でない区域についての定義が曖昧で、調査する調査区域まで無理矢理にいれているので、明らかに太陽光発電事業をさせないための条例ですね。	設置が適当でない区域については、既存法令等で定められた区域です。それぞれ図面等で確認できますので、閲覧してください。	ウ
10	第7条			FIT申請、ID取得手続き行われた段階で事業者と接触できる仕組みが必要である。事業者は、社内外の様々な準備・調整を経て事前届出に至るものであり、初期の段階で条例に適用されるかどうか詳細に精査すること。	FIT申請前に事前届を提出するよう定めています。恵那市への問い合わせや経済産業省の情報をもとに、適正な申請をするよう指導します。	ア
11	第7条の2			地域住民への通知を、具体的にどのような方法で考えているのか。	事前届出が提出された時点で、事業区域の地域住民もしくは地域組織の代表者に対し通知文書を送付させていただきます。	ア
12	第9条	第3項		条例改正に動いて頂きありがとうございます。非常によく考えてあり安心しました。1,000㎡未満の指導ができないのを悪用し、一切の説明もなく事業を進め、嘘の事業計画で住民から同意及び土地取得に関する境界線の確認同意を求める等、虚偽の行為を条例で指導できるようにしてほしい。太陽光事業に関して、一般的に住民の方や高齢の方は良いイメージを持っている人が多く、いろいろな問題点も知らないまま同意してしまうパターンが多いと聞きます。市の職員が自治会への説明会を行う等の取り組みをして頂きたい。	第9条第3項に、発電出力の合計が10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備（商用の発電設備）について、近隣関係者に周知及び説明を義務付けました。	ア

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
13	第9条の2			第9条の2、第9条の2第2項の「協定の締結」について、町内においてのPV開発をめぐり、事業者から地域住民に対して「同意しなければ訴訟する」という恫喝が繰り返されました。説明を求めることは、地域住民にとって当たり前のことであり、またそれらに答え、不安を払拭することは事業者側の責務と考えております。それらを行うことなく恫喝行為を行う事業者を放置し、そのような事業者が行う事業を野放しにすることは住民が安心して生活できる環境を著しく害するものと考えます。 数回の説明会を重ねただけで、一方的な工事着工をさせることがないようにしていただきたいと思っています。	当条例の第4条において、「事業者は地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。」としており、第9条の2において、「地域住民等は災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。」こととしております。 市としても、地域住民と事業者が良好な関係が築けるように指導・助言を行います。	ア
14				山林を切り崩しての開発行為がなされていますが、万が一、電気設備の短絡などによって火災が発生した場合、大規模な山火事となる心配があります。 私の自宅でも林ひとつ挟んだ先に、発電施設がありそれらに万が一があった場合には、自宅を失いかねません。山間に設置する施設に関しては、消火設備の強化などの追加の防護策を求めたいと思います。	第14条で適正な管理をするよう明記してあります。 発電施設設置後は、適正な管理をするよう指導します。	ア
15				事業者に対して、設備周辺の具体的かつ適切な管理を求めます。 法律に基づいた最低限のもの、ではなく、施設と地元自治体の安心を目的にし、施設周辺の草刈りや設備の修繕状況などを市を通して自治体に報せる仕組みを求めます。 また、そうした管理保全、地元自治体との信頼関係構築に対して、前向きかつ適切に行動し、地元自治体からのヒアリングも行った上で、優良と判断された事業者には、恵那市内における優良企業として公表するような、事業者に対してもプラスになるような仕組みがあると良いのではないのでしょうか。	条例改正によって、事業者と協定の締結を求めることができるので、他地区の協定を参考に、懸念事項について事業者と協定を結んでください。	ア
16	第10条			反対したにも関わらず、設置工事が行われたのはなぜか。要望書を提出しても「指導します。」の回答。条例で大規模な太陽光事業ができないようにしてほしい。	技術的な審査を行い、設置に関して市は問題ないと判断したため、地域から出された要望を事業者に遵守してもらうことを条件に、地域への説明を行った上で同意しました。原則地元同意がなければ市は同意しませんので、ご理解ください。	イ
17				1,000㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合は近隣住民の承諾を得ること。	1,000㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光条例の規則で地域住民及び近隣関係者から同意を取ることを義務付けています。	ア
18				設置場所の土地の崩壊を防ぐ排水計画を恵那市に届け審査を受けること。	1,000㎡以上の土地開発及び太陽光事業については、市の技術基準に基づいて審査を行っております。	ア
19				第10条「市長は…当該事業に同意しなければならない」を改正し、「市長は審議会を設置し、当該事業の同意もしくは不同意を判断する前にその意見を聞く必要がある」としてください。条例の中に審議会の設置を規定してください。	設置事業の同意は、同意の基準に照らして審査を行っており、技術的審査と地元同意により、判断は市で行います。	ウ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
20	第12条			地位の承継は、同意や協定を承継しなければならないという表現が適当ではないか。	「承継することができる。」から「承継する。」に変更しました。	ア
21	第16条			設備を廃止、撤去するときは危険のないようにする契約を結ぶ。	条例第16条「廃止の届出」で設備を廃止したときは、届出と適正に撤去・処分することを義務付けています。市と事業者間で条例に従うよう協定を結んでいますので、地域と事業者間でも協定を結んでください。	ア
22				特に第2条第1項第6号で地域住民に接する自治会を追加したこと、第5条ただし書で適用範囲を1000㎡未満にも拡大、第9条第3項で発電出力10キロワット以上も説明対象したことは歓迎です。対象地域の狭さ、適用範囲の広さ、対象出力の規模が本条例制定時から問題と考えていました。更に可能であれば、発電設備撤去後には現状復帰或いは同等の措置をすることを事業者の義務とする条項を追加してほしい。	条例第16条「廃止の届出」で設備を廃止したときは、届出と適正に撤去・処分することを義務付けています。市と事業者間で条例に従うよう協定を結んでいますので、地域と事業者間でも協定を結んでください。	ア
23	第17条			同事業者に対する、苦情や通報があった場合、恵那市として、適切な指導を行い、場合によっては、業務停止などの処置も講じれるものとするなど、悪質な業者の根絶に努めていただきたい。	条例第17条（指導及び勧告）、第18条（公表）と合わせて、第19条に（関係機関等との情報共有）を追加しました。国・県と情報共有を行い、適切に対応していきます。	ア
24				同事業者に対する、苦情や通報があった場合は適切な指導を行い、業務停止もしくは、ペナルティなどの処置も講じれるものとするなど、悪質な業者の根絶に努めていただきたい。		ア
25	第17条の2			地域住民と事業者間において信頼関係構築が難しい場合、やはり第三者的立場で間に入り、仲裁を行ってくれるシステムがあると安心します。 なぜ住民から同意が得られないのか、なぜ住民は不安に思っているのかを合理的に整理し、両者に提示してくれる立場のシステム構築を希望します。	今回「助言」という項目を追加しました。事業者と地域住民が良好な関係を築けるよう助言を行います。 事業者と地域との調和には、事業者が自らの責任において、近隣の方々の意見を聞き、その不安等を取り除く努力を行うことが重要であると考えます。地域が納得して同意できるよう、市で調整させていただきます。	ア
26				第17条の2「市長は…必要があると認めるときは、事業者又は地域住民に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる」とありますが、「市長は…必要があると認められるときは、事業者等と地域住民との合意を得られるよう支援する」としてください。現状の事業者と地域住民のやり取りにおいて、事業者が頻繁に地域住民の自宅や職場にやって来て同意を迫るなどの事例があり、地域住民に過重な負担があります。話し合いの場に積極的に関与してください。		ア
27				改正条項第17条の2について。市は単なる「助言」にとどまらず、事業者と地域住民との協議に参画し、両者の対立点や課題解決および調停に積極的に関与すべき。現状では、地域住民がいかに反対しようとも、市長が任意で同意すれば事業は可能となるが、それならば住民側からすればそもそも話し合う意味がない。事業者と地域住民が対立した際に、事業規模縮小や大幅な設計変更も含めて、両者が折り合える着地点を見いだせるよう、市は中立的な立場で調停する必要がある。		ア
28				羽杭地区にも、太陽光発電の業者が調査していますが、説明会も行っていない。市役所としては、業者と自治会の中に入ってくれないのでしょうか？		ア

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
29	その他	設置推進		公共建物に太陽光発電を許可する（管理者は設置者責任）。	市としても再生可能エネルギーの利用については、推進していくべきものと考えています。また、地権者等の権利についても配慮する必要があると考えています。 しかし、特に太陽光発電設備について、不適切な設置や管理により、近隣住民等から不安の声が寄せられています。再生可能エネルギーの適切な利用を推進しつつ、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与するため、本条例を制定するものです。	エ
30				民家に太陽光発電施設を設置し易くする（設置補助金助成、新築時設置補助金）。		エ
31				工場や、工業団地内の企業に協力してもらい、屋根に設置して頂いて、恵那市として住みやすいまちづくり、太陽光の促進をして頂きたい。		エ
32				恵那市も明智ガイシと中部電力と手を組んで再生可能エネルギーを増進しようということなのであれば、これに反する条例だと思います。 地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を中津川市も表明しましたので、恵那市でも表明し、このような悪質な条例は進めるべきではありません。		エ
33		遡及		条例改正後、着手済みの案件に対しても遡って適用されるよう附則に付け加えること。	本条例においては、施行日以降に事前届出の提出があった事業に適用するものと考えています。ただし、事業者は設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずるよう努めるものとしています。	ウ
34				既に経済産業省に認定されている設備IDについては、法の不遡及に基づいて適用しないようにしてください。		ウ
35				第17条第二項第一号は法の不遡及に該当すると思います。		ウ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
36	その他	景観		設置が適当でない区域に追加事項。 ①急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の上流集水域：樹木の伐採によって上流部の保水力が低下する。斜面崩落の恐れ。 ②利用されている農地、ため池、井戸の唯一の水源となる集水域：樹木の伐採によって上流部の保水力が低下する。水源の枯渇や濁水の発生恐れ。 ③住宅の敷地境界から100mの範囲：良好な居住環境を保つため。 ④観光施設の敷地境界から1kmの範囲：良好な景観と自然環境を守り、観光施設の営業に悪影響を与えないため。	設置が適当でない区域は、現行法令等で規制のある区域を示しています。その他の区域は、環境省のガイドライン及び技術基準等で適正に審査し、同意の判断を行います。 （設置が適当でない区域は、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則で定めており、頂いたご意見を参考に規則改正を検討します）	イ
37				市条例は主に防災等の安全面と環境面への配慮を事業者に求めているが、それらに加えて景観面への配慮についても義務づけるべき。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、「周辺の景観との調和」への配慮が求められており（7頁）、「山並み、丘陵」や「眺望景観」、「田園風景」等へ配慮した設計が「必要」とされている（11頁）。市条例でもこうした点についての規制を明記すべき。 特に観光地や観光施設周辺の良好な景観を守るため、そうした地域をエリア指定して「抑制地域」にすべき。恵那市にとって観光は主要産業のひとつであり、それを阻害するような開発は市としての魅力や価値を著しく損なうことにつながる。	観光地等周辺での太陽光発電施設の制限等については、景観の観点から、景観条例や景観計画、景観計画地区計画などで、制限区域や高さ制限など検討を進めていきます。 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則、景観条例の改正にあたり、改めてパブリックコメントを実施します。	イ
38				地域観光などに配慮をし、周辺2km圏内での建設は行わないでいただきたい。		イ
39				地域観光などに配慮をし、周辺2km圏内での建設は行わないでいただきたい。		イ
40				田園風景や山並みといった豊かな自然は恵那市の大切な資源だと考えています。私は一年程前に都市部から移住してきましたが、移住の決め手となったのも、恵那市の山間部の美しい風景でした。コンクリートに囲まれた中で暮らしていた私からすると、恵那の山並みの風景は大変魅力的に見えます。それは都会を離れ環境の良い場所で暮らしていきたいと考えている他の多くの移住希望者も共通している感覚だと思います。 市の外に住む人が魅力的と思える風景を保全していくことは、将来的には市の利益になるのではないのでしょうか。だから、太陽光パネルの設置については、できる限りの強い規制を設けることを希望します。		イ
41				岐阜県、恵那市は豊富な自然を財産としアピールするのであれば、大規模な太陽光建設に対し、慎重に未来を見据え、しっかりとした条例作りをお願いしたい。		イ
42				景観が壊されるような計画は許可しない市長権限の強化。		イ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
43	その他			山梨県は太陽光発電設備設置に関する規制を大幅に強化する条例を制定する方針を固めたそうです。防災や環境保全の観点から、森林伐採を伴う開発や、急傾斜地への設置は原則として禁止するという内容とのこと。ぜひ恵那市もこれを先進的な取り組みとして参考にして欲しいと思います。太陽光発電施設は本来環境を守るためのものであるにもかかわらず、自然環境を破壊し、生活環境を脅かす事例が見られています。安全安心な生活と自然環境との調和が、恵那市でこれからの生きていく子どもたちのためにも、不可欠であると思います。	情報提供ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。 今回の条例改正は様々な要望がある中で、現状としてできることから改正していく方針です。今後も意見を参考に条例の改正を検討します、条例に順次反映していきますのでご理解ください。 また、設置が適当でない区域は、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則で定めており、頂いたご意見を参考に規則改正を検討します。	イ
44				https://www.asahi.com/articles/ASP2S7GMNP2SUZOB007.html?fbclid=IwAR3dHL_y4N1o_Ax9ACKTLKwhDIbte96BqAqvdmwDTcUzMSs3zXui_kU0ohc 上記のサイトの記事には「太陽光発電施設の設置をめくり、防災や環境保全の観点から各地で反対運動が起きていることを受け、山梨県は設置に関する規制を大幅に強化する条例を制定する方針を固めた。森林伐採を伴う開発や、急傾斜地への設置は原則として禁止する。」という内容が掲載されています。このような動きができる自治体こそ、過疎化問題に対応できるのだと思います。「終のすみかとして選んだ風光明媚な土地が、短期間のうちに、メガソーラー開発業者の餌食にされる」このようなことを黙認せざるを得ないのは、市独自の条例が、業者にとっては甘いからです。すでに東京都や埼玉県では、国に先立って、戦略的環境アセスメント(SEA)の導入がなされています。恵那市もこのような動きに見習い、早急に、開発における条例の見直しを進め、SEAの導入に向けて、一歩進んだ動きを市民に示し、市民が安心して住める町づくりを行なって欲しいと思います。		イ
45				主権在民、民主主義が日本国憲法の主要な柱であり国是です。地方の条例でも日本国憲法の傘の下にあることは当然です。現時点で多くの住民が疑問視したり、反対しているメガソーラーを建設することには反対です。条例を制定する前に、住民（在民）の声に謙虚に耳を傾けるべきです。例えば、住民投票もその一例だと思います。		イ
46				今回は太陽光発電施設とはなっていますが、太陽光開発は自然破壊に等しく隣接の山林は数年で更に荒れ、大規模な災害が発生するリスクが高まります。 近年、林業は衰退して国の援助がなくては成り立たなくなってきましたので、山林の有効的活用方法として、設置場所が近隣に迷惑のかからない場所での太陽光発電施設ならば仕方ないのかなと思います。 飯地でこれ以上太陽光発電施設が増える事で移住定住対策に歯止めがかかっております。 その他、まちづくり案にも影響が出始めてる次第ですので、年度内にもう一度、恵那市全域からの意見を聞いて改正して下さい。		イ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
47	その他			メガソーラーパネル設置は、何より地元民の(地主だけでなく)同意が最優先で、法律上の可否を超えて、市長は判断すべきです。	原則地元同意がなければ市は同意いたしません。 （同意については、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則で定めており、頂いたご意見を参考に規則改正を検討します） 市は虚偽の届出や市の指導、勧告に従わない場合には、同意及び市と事業者との協定の解除をします。今回の条例改正において、事業者・地域住民が良好な関係を築けるよう、中立公平な立場で市が助言します。また、本条例においては、施行日以降に事前届出の提出があった事業に適用するものと考えています。	イ
48				地域住民の同意のない案件に関しては、認可後であっても取り消すことができるものとしていただきたい。		イ
49				地域住民の同意のない案件に関しては、認可後であっても取り消すことができるものとしていただきたい。	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則の改正にあたり、改めてパブリックコメントを実施します。	イ
50				承認時に本当に適切かどうかの検討をいただき、必要以上（同地区内で建設可能面積の設定などにより）の建設は止めるべきだと考えます。		イ
51				再可ネにより住民の生活を脅かすものにならないよう、市政にてしっかり協議をお願いします。		イ
52				業者による不正（所有者に無断で）に取得されたIDや脅迫まがいの契約に対するより強力な指導、取り消し命令をお願いしたいです。		イ
53				業者が早朝個人宅に行き、脅迫まがいの行為で土地所有の契約をしたり、勝手に個人の土地・財産のIDを取得するなどに対し、恵那市としてより強力な指導をお願いしたいです。	事業者による不適切な事案があれば、その都度指導します。	ア
54				再可ネにより地域住民の生活を脅かすものにならないよう、市政にてしっかり協議をお願いします。まずは、大規模な太陽光建設工事付近に住まいの方に寄り添い、話を聞いてください。井戸水が出なくなり、水道水を引いたが料金が発生するため金銭的にも生活に影響が出てる方もいます。恵那市はどこまで保障できるのでしょうか？市民の命を守ってください。	近隣の太陽光発電設備設置によって井戸水が出なくなり、水道水を引かざるを得なくなった場合、事業者が補償すべきと考えます。条例改正によって、事業者と協定の締結を求めることができるので、他地区の協定を参考に、懸念事項について事業者と協定を結んでください。	ア

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
55	その他			自然を破壊し、森林を皆伐しての太陽光発電施設の建設には反対です。温暖化、Co2削減の観点から、自然エネルギーとはいえ、森林を切り開いて太陽光パネルを設置することは、本末転倒だと思います。笠置町で反対運動が起こったとき、「国策ですので、反対してもできるものはできます。条例では限界があります。」と言いました。住民のやる気をすっかりなくさせるような面談でした。ことなかれ主義といいますか、建前しか見えてきませんでした。太陽光発電施設に関して、同じように住民をだます、脅す、何度も訪問するなどの事が行われ、住民が諦めるように仕向けて建設を押し進めるやり方は、犯罪の一手手前です。お年寄りに嘘をついてハンコを押させるやり口は、詐欺罪ではないのでしょうか。多くの苦情が市の方にも届いているはずで。しっかり調べてください。住民からの苦情や意見に真摯に耳を傾ける市政であってほしいです。恵那市の自然を守るという観点をこの条例のなかで謳ってほしいです。メガソーラーの建設には、住民投票を取り入れ、多くの反対がある場合は、市として契約しない旨、明記してほしいです。また、その場合、国が与えた許可を取り下げるよう国に訴える旨を明記してほしいです。これ以上、森が切られるのは嫌です。よろしくお願いします。	情報提供ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。	エ
56				恵那市の山林が丸ハゲにされている。なぜか？未来に対する責任感のない行政の姿がまざまざと晒されていると感じる写真を見た。個人所有の山林であっても、行政は環境問題に敏感でなければならない。急斜面を豪雨がダイレクトに流れ落ちたらどうなる？山林は保水作用を持っている。丸ハゲにしたらどうなる？どうか環境破壊を止めるようはたらきかけをしてほしい。恵那市だけの問題でなく、日本の山林について、恵那市から問題提起したら素晴らしいと思います。よろしくお願いします。		エ
57				発電所の下流域に住んでいます。山からのわずかな出水で水田・畑を耕作し、飲料水も山の水に頼っています。 ①工事終了後、数年経過したとき、本当に水は確保できるのか。 ②当初、業者の説明では認可の簡単な1.0haで施工し、3年経ったら増設していくと説明がありました。用地としては12ha以上所持していますので、終わりのないことに不安が増しています。 ③2年間の水門調査をお願いしたところ、コンサルタントに発注し、実施していると回答されたが、未だに調査している様子はありません。業者の営業から「調査はしていません」と言われた。 ④説明会では、毎回答弁が変わり、全く信用できません。説明会をする意味もありません。		エ
58				太陽光発電の計画される途中に住んでいます。道路幅は2.0m程度で、とても工事車両が通れる道路ではありません。住民で1.0km以上を管理して、大切に利用しています。開発業者は当初からそういった事情を無視して事業を計画しています。杉の沢地区の発電所を見学しましたが、私のところもあんな風になってしまうのかと思うと心配でなりません。市の条例を強化して、私たちの安全が守られるようにお願いします。		エ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
59	その他			林地開発は隣接する地権者にとって様々な問題点があります。国策によって植林をした木々は、50年ほど経った今、互いに寄り添い大雪豪風雨をしのいで樹立しています。林地開発は、森林の中に風穴ができ、倒木等が起きます。こうした時、隣接者を守る条例が無く、大雪や豪雨などにより施設が破壊された場合、補償しなければなりません。全く理不尽なことであり、納得できません。業者は利益第一に考えており、安く手に入る森林を、周りの人の迷惑など考えず、同意も無しに太陽光発電施設を設置することに問題を感じます。	情報提供ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。	エ
60				今回の条例改正は不十分であり、生活の不安を感じられずにはいられません。林地開発による太陽光発電施設は、私たちの居住区域の上流域に設置されます。これは災害や水源の枯渇など、私たちの生命や財産を脅かす要因となり得ます。 今太陽光発電施設の設置が計画されている場所の下流域で生活しています。すべての者が山水に頼って生活し、わずかな湧き水で水田を耕作して何年もの間生活をしている現状があります。また、この4世帯の周りはずべて岐阜県が指定した土砂災害特別警戒区域になっています。今の環境を崩すことは、私たち地域住民の生命財産を失うことになります。 第1回の説明会では水量等が不安で水門調査をしっかり2年ほど行ってほしいという意見に対し、「業者より既にコンサルタントが実施している」との回答を頂きました。しかし、後日業者の営業から、実際に未だに実施されていないことを聞き出しました。 いつ許可が出てしまうのか不安でなりません。地域住民の不安が払拭される条例を作成してください。		エ
61				十分に訴えて来ましたが条例5条の1000平方メートル以下の為、どうにもならず、恵那市役所にも何度か出向き、災害と稲作に支障をきたす事を訴えて来ましたが、なかなか条例に基づいて居ないと言われて、昨年7月11日の豪雨で案の定土砂崩れになり、また、田園の上に出来てしまった太陽光発電設置工事のお陰で、水の水源地でもある湿地帯の部分をシートで覆った為、今までも少なかった水の宝庫が失われてしまいました。その事を心配して、災害時に桁杭組みでも一番高い所にある地から下に流れる水の量は半端ではありません。現在も同じ地形にある場所を太陽光建設予定地として地元の人たちの反対にも関わらず強引に設置工事を進めており、しかも地権者の同意もないまま無断で山に入り進めようとしています。また災害が起きる前に条例の厳しい状況を作って頂きたく、意見を述べるさせて頂きました。		エ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
62	その他			町で反対決議をし、市に提出したにもかかわらず、19ヘクタールもの大規模施設の建設が進んでいる。また、今後計画されているものについても、区で反対決議を出して市に提出したにも関わらず、業者との話し合いも何も行われていないのに市は同意してしまった。 隣地の方たちも一切同意していない。それなのに突然、何の説明もなく同意してしまったのだ。私たち住民は今も全く納得していないし、反対の気持ちは変わらない。 今回の条例改正によってこのような事態が解決されるとはとても思えない。 なぜ、地域住民が反対しているのか？19haについては、住民が暮らす家や田畑がある真上に建設が進んでいるために、井戸が濁って使えなくなったり、田んぼに泥水が流れ込む被害が出ている。3年ほどは地下水が貯蔵されているので水は枯れないかもしれないが、3年後からは田んぼの水が枯れる可能性もある。また昨今のゲリラ豪雨など災害が起これば、土砂崩れ、泥水の家屋および田畑への流入も懸念される。また山の上に造るのは治水の観点からもありえない。 業者が土地さえ手に入れば、どんなに住民が反対しても結局はできてしまう、国策だから仕方ないという考えに基づいて、結局は作らせることが前提となっている状況は、改正後も変わっていない。 恵那市は移住定住を推進しているが、ソーラーだらけの町には誰も来ない。恵那市は20年後、ソーラーパネルの残骸だらけの、暮らす人がいない地域を多く抱えることになるのは目に見えている。 市にとっても、これ以上、太陽光発電所を作らせないように真剣に取り組むことは、今後大きな利益となると思う。まだまだ改正の余地があるので、もっと真剣にこの問題に取り組み、住民がこれ以上苦しめないように、恵那市の貴重な自然が破壊されないように、移住者に選ばれる恵那市であるために、条例改正案を再検討してほしい。専門家、地域住民の入る審議会を作り、簡単には作られないようにしてほしい。	情報提供ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。	エ
63				市太陽光条例の見直しを要望します。 山の管理ができないご年配の方々が先々見通しつかないために話があれば山を売る。この流れは仕方ないことなのかもしれません。壊すことは簡単です。町の自然が守られていく術はないのでしょうか。町民は諦めなければなりませんか？私は嫁ぎ、父と母が飯地に住んでいます。育ててもらった故郷が形なくなっていく姿はみていられません。町民、住む人間の想いを形にしてもらいたいです。どうか宜しく願ひいたします。		エ
64				太陽光発電施設については、恵那市役所では都市住宅課が担当していますが、それでは施設推進側の担当になっている気がします。「これ以上反対しないでくれ」と反対意見をつぶされました。環境課が担当して規制する側に立ってほしいと思います。 自然エネルギーを利用して電力を作るのに、二酸化炭素を吸って酸素を吐いている森林や草地を太陽光発電施設にするのは本末転倒です。自然環境を破壊しての自然エネルギーなど、規制してください。 恵那市議会には「自然環境を守る」という宣言をしてほしいです。		エ

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 パブリックコメント（期間 R3.4.23から5.14） 意見概要と市の考え方

No	条	項	号	意見の概要	市の考え方	区分
65				移住してきた女性です。自然環境と暮らしている方々が素敵だったので移住を決めました。森林を伐採して、『太陽光発電設備設置』をすることに反対です。それを造ろうとしている方は、この地域で暮らすことや、この地域で人が暮らし続けるということを妨害しています。 人口減少という問題を考えても、『太陽光発電設備設置』はさらに減少させていくことに繋がります。豊かな自然と営まれてきた人々の暮らしがあってこそ、Iターン者やUターン者が恵那市に転入し、子供も増えていくのです。『太陽光発電設備設置』により森林が大幅に減り、土砂災害などで命の危険がある地域なんて、誰も住みたくないです。 『太陽光発電設備設置』をする企業の目先の利益ばかりを追求する手助けはしないでください。もっと将来のことを考えてください。いま生まれてくる子供もやこれから生まれる子供が住み続けたいと思える恵那市であってください。 恵那市の方針として、『太陽光発電設備設置』をさせない地域であることや、セクシャルマイノリティの方、シングルマザーなどのマイノリティの方など、より多くの方が住みよい地域であることが、魅力となり、人口減少を少しでも緩やかにすることに繋がると思います。	情報提供ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。	エ
66				太陽光パネル工事の写真を見て非常に残念。 時間をかけて作った自然を数人の利益の為に強行する事がどれだけの罪か。酷過ぎる。		エ